

函館市U I J ターン新規就業支援事業における
地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道人口ビジョン・北海道創生総合戦略および函館市活性化総合戦略に基づき、函館市への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と共同して行うU I J ターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県，千葉県，東京都および神奈川県をいう。以下同じ。）内の大学を卒業して函館市に移住する見込みの者が、地方就職支援金（U I J ターン新規就業支援事業（移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業）実施要領（以下「道実施要領」という。）およびこの要綱に基づき交付する補助金をいう。以下同じ。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内で地方就職支援金を交付することについて、道実施要領および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金は、次条の要件を満たした申請者が北海道内に所在する企業の選考面接または採用試験に参加するために要した往復交通費（1回分限り）の2分の1以内の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の額は、26,000円を上限とする。

(対象者要件)

第3条 地方就職支援金は、次の各号に掲げる要件を満たす申請者を対象として交付する。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるアからウまでに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 大学または大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了

年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスのうち、条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）または小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域のキャンパスに在学（原則として４年間以上）し、当該大学等を卒業・修了していること、または当該大学等を卒業・修了する見込みであること。

- (イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 函館市に移住したこと、または北海道内に所在する企業に就職することが内定していること。
- (イ) 申請時において、大学等の卒業・修了日から１年以内かつ就業開始日から１年以内であること、または、申請時において、就業開始予定日前１年以内であること。
- (ウ) 函館市に、地方就職支援金の申請日から５年以上継続して居住する意思を有していること、または、大学等の卒業・修了後に（ア）の内定企業に就職し、函館市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、または外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、お

よび日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他北海道および市長が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるアおよびイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が北海道内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業者またはこれに類する風俗営業者（同条第1項に規定する風俗営業をいう。）でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 函館市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付申請）

第4条 地方就職支援金の申請者は、函館市U I J ターン新規就業支援事業における地方就職支援金交付申請書（別記第1号様式），内定先企業または就職先企業による就業証明書（別記第2号様式），在学証

明書または卒業・修了証明書，交通費の領収書および本人確認書類に加え，前条第1号および第2号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は，前条の書類の提出があったときは，その内容を審査し，
適当と認めるときは，函館市U I Jターン新規就業支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書（別記第3号様式）により，当該申請者に通知するものとする。

2 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後，紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは，函館市U I Jターン新規就業支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書再交付願（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は，前項の規定による書類の提出があった場合において，その内容を審査し，適当と認めるときは，函館市U I Jターン新規就業支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書（再交付）（別記第5号様式）を申請者に交付するものとする。

（地方就職支援金の交付）

第6条 地方就職支援金は，前条第1項の交付決定後において交付するものとする。

（住居等の変更に係る届出）

第7条 前条の規定により地方就職支援金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，交付申請日から1年，3年および5年を経過した各時点において，函館市U I Jターン新規就業支援事業における地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書（別記第6号様式）により，第4条の交付申請の内容に係る変更の有無を市長に届け出るものとする。

2 交付決定者は，前項の規定にかかわらず，第4条の交付申請の内容に変更が生じたときまたは変更となることが明らかになったときは，遅滞なく前項の様式により市長に届け出なければならない。

（地方就職支援金の返還）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる要件に該当する場合にあっては、地方就職支援金の全額または半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると北海道および市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の交付申請等をした場合

イ 大学等に在学中に交付申請する場合において、交付申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 大学等に在学中に交付申請する場合において、交付申請日から1年以内に函館市に転入しなかった場合（ただし、交付申請時に既に函館市に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に北海道内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 函館市への転入日から3年を経過する前に函館市以外の市区町村に転出した場合。ただし、函館市から住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日または交付申請日のいずれか遅い日から3年を経過する前に函館市以外の市区町村に転出した場合。

(2) 半額の返還

函館市への転入日から3年以上5年以内に函館市以外の市区町村に転出した場合。ただし、函館市から住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日または交付申請日のいずれか遅い日から3年を経過する前に函館市以外の市区町村に転出した場合。

（地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有）

第9条 市長は、地方就職支援金の申請および交付に関する情報、交付決定者の就業先および内定先企業等に関する情報ならびに地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに北海道に共有するこ

とする。

(報告および立入調査)

第10条 北海道および市長は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職支援金の申請者および交付を受けた者ならびに地方就職支援金支給者の就業先および内定先企業等に対し、同事業に関する報告および立入調査を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、北海道と函館市が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。